

第1号議案 小城都市計画区域の変更

1. 都市計画区域の名称

小城都市計画区域

2. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

佐賀県小城市三日月町及び芦刈町の行政区域の全域

3. 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

4. 変更理由

小城都市計画区域は、昭和25年に旧小城町の全域を、また、牛津都市計画区域は、昭和31年に旧牛津町の全域を都市計画区域に指定し、現在に至っている。

その後、平成17年3月に旧小城町、旧牛津町、旧三日月町及び旧芦刈町の4町が合併し、小城市が誕生したところであり、小城市においては、今後、旧4町の拠点の連携をさらに緊密にし、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるため、都市計画区域を変更するものである。

(1) 小城市の現状

本市は北部に山地を有し、そのふもとは嘉瀬川と六角川に挟まれた平坦地が広がっている。旧4町は、日常的な生活圏としての結びつきが強く、市街地も連担しており、地形等の阻害要素も見受けられない。

小城地域、牛津地域、三日月地域間においては、鉄道や主要な幹線道路により、各地域の中心部が結ばれている。さらに、これらの3地域を結ぶ鉄道や幹線道路は、隣接する県の中核拠点都市である佐賀市とも結ばれた主要な交通軸であることから、合併を契機に、今後もさらに3地域間の関係性は強まり、交通網を軸とした市街地の連担が進展する可能性が高いと予測されることから、一体の都市エリアとしての土地利用のコントロールが必要である。

また、芦刈地域においては、現時点では開発圧力があまり高くなく、人口減少傾向が続いており、土地利用としては、各集落間にまとまった農地が保全されている状況にある。しかしながら、福岡県と佐賀県を結ぶ広域的な交通網の1つである地域高規格道路（有明海沿岸道路）の整備が進められており、将来的には芦刈地域内にインターチェンジの整備が計画されているので、今後、新たな広域交通網整備の影響を受けた基盤整備や開発の可能性が高まると予測される。このため、芦刈地域については、土地利用の適正な制限なども事前に検討しておく必要があると考えられ、また、日常生活圏としても牛津地域との市街地の連担が見受けられる。

これらのことから小城、牛津、三日月地域に芦刈地域を加えた市域全域を一体の都市として整備、開発および保全していくこととする。

(2) 小城市都市計画マスタープラン

平成20年8月に策定した小城市都市計画マスタープランでは、土地利用や交通などの課題への対応やまちづくりの目標を定め、小城市全域を対象にした将来都市構造を定めている。一体性のあるまちとしての骨格の形成や拠点地区充実型の都市形成の推進などを基本方針にし、土地利用、拠点地区の形成や交通体系の整備方針など全体構想に基づき、まちづくりを推進していくこととしている。

(参考1)主な根拠規定(法:都市計画法、令:都市計画法施行令)

- ① 県は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。(法5-①)
- ② 県は、都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。(法5-③)
- ③ 上記の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。(法5-⑥)

(参考2)都市計画区域指定の主な経緯と今後の手続き

事項	時期	備考
原案作成	平成22年3月中旬	
住民説明会	平成22年3月29日	
計画原案の縦覧	平成22年3月29日から 平成22年4月14日まで	
公聴会	平成22年4月27日(中止)	(公述申し出書の提出がなかったため中止)
整備局との事前協議	平成22年5月25日	
整備局との事前協議回答	平成22年6月7日	
県からの意見照会	平成22年6月22日	
小城市都市計画審議会	平成22年6月28日	
県への意見回答	平成22年7月上旬(予定)	
案の公告、縦覧	平成22年7月16日から 平成22年7月29日まで(予定)	2週間
佐賀県国土利用計画審議会	平成22年8月上旬(予定)	
佐賀県都市計画審議会	平成22年8月下旬(予定)	
国土交通大臣への同意協議	平成22年8月下旬(予定)	
国土交通大臣の同意	平成22年9月中旬(予定)	
公告	平成22年10月1日(予定)	